

申請に関する注意事項

表面

認定の要件

★要件 次のすべてに該当する人が負担限度額の認定を受けることができます。

- (1) 被保険者本人の属する世帯の全員が住民税非課税であること。
- (2) 配偶者がいる場合、同一世帯であるかどうかにかかわらず、その配偶者も住民税非課税であること。
- (3) 利用者負担段階ごとに設けられた預貯金等の基準額を超えないこと。

《利用者負担段階ごとの預貯金等の基準額》

利用者 負担段階	利用者本人の収入等の状況	預貯金等の基準額	
		単身	夫婦
第1段階	生活保護受給者	なし	なし
	老齢福祉年金受給者	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	年金収入金額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円以下	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①	年金収入金額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円超～120万円以下	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②	年金収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	500万円以下	1,500万円以下

※1 利用者本人が65歳未満の場合、預貯金等の基準額は単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下となります。

※2 「年金収入金額」とは「課税年金収入額」と「非課税年金収入額」の合計額をいい、「その他の合計所得金額」とは「合計所得金額」から「公的年金等に係る雑所得」を控除した額をいいます。

添付書類（預貯金等の金額がわかる書類）

申請には被保険者本人と配偶者の預貯金等の金額が確認できる書類の提出が必要です。

判定の対象となる預貯金等と、提出が必要な書類は下表のとおりです。

預貯金等の範囲	提出書類
預貯金 (普通・定期)	被保険者本人名義（配偶者がいる場合は配偶者名義のもの含む）の 全ての通帳 の①～③の写し ①銀行名・支店・口座番号・名義がわかる部分（表紙をめくってすぐのページ） ②申請日から過去2か月間の取引履歴がわかる部分 ③総合通帳の場合は、定期（貯蓄）預金の残高がわかる部分（定期預金の有無に関わらず） 【通帳をコピーするうえでの注意点】 ・手続きする日（持参または郵送）から1週間以内に記帳し、最新の履歴まで記帳された通帳のコピーを提出してください。（取引がない等により、最新履歴が古い場合はその旨補記してください。） ・年金受取口座については、必ず年金の入金履歴がわかる部分もコピーしてください。 ・通帳を紛失されている場合、口座名義が確認できるキャッシュカードの写しとATMで発行される「ご利用明細」の写しでも可能です。
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し（※1）（ウェブサイトの写しも可）
出資金（生協、信金など）	出資証券などの写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（※1）（ウェブサイトの写しでも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（※1）
現金（タンス預金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローン）（※2）	借入証書など

（※1）最終の残高がわかる部分のみ（申請日より2か月以内に記帳等）でも可

（※2）負債額は預貯金等額から差し引きます。

（※3）以下のものは預貯金等に含まれません。

- ・生命保険 ・自動車 ・貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難なもの）
- ・その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）

申請する際のチェックリスト

提出する前に以下のチェックが完了しているかご確認ください。

No.	項目	チェック
1	申請書の項目①から⑪について、記入漏れはありませんか？	☐
2	≪裏面「同意書」について≫ (1) 同意日、(2) 被保険者本人の住所、(3) 被保険者本人の氏名（本人に配偶者がいる場合は配偶者のものも含む）は記入していますか？	☐
3	≪「⑥配偶者の有無」欄に「有」とチェックした場合≫ 同欄の「氏名」「住所」「課税状況」の全てに記入もしくは☑チェックをしていますか？	☐
4	≪「⑩収入と預貯金等の状況」欄の【収入要件】について≫ 令和7年1月から12月までに得た「課税年金収入額」＋「非課税年金収入額」＋「その他の合計所得金額」の合計金額に応じた段階に☑チェックしていますか？	☐
5	≪添付書類について≫ 手続きする日（持参または郵送する日）から1週間以内に全ての通帳（被保険者名義・被保険者の配偶者名義の全て）の記帳を行いましたか？	☐
6	全通帳の必要な部分をコピーしましたか？ ①（全通帳）表紙をめくって、口座名義人等の記載のあるページ ②（全通帳）直近2か月間の取引履歴がわかるページ ③（全通帳）普通預金通帳に、定期（貯蓄）預金为一体となっている場合は、定期預金の有無にかかわらず定期預金の残高が分かるページ （※）上記のほか、「定期預金」や「定期積金」がある場合は、定期預金通帳や積立証書の写しを必ず添付してください。	☐
7	≪「⑩収入と預貯金等の状況」欄の「預貯金額」欄について≫ 「預貯金額」欄には、上記6で用意した全通帳の最終履歴に記載された金額の合計を記載していますか？	☐
8	≪「⑩収入と預貯金等の状況」欄の預貯金額欄以外について≫ 「有価証券」欄、「その他」欄について、所有している資産額を記入していますか？ 所有していない資産には「0」を記入していますか？	☐
9	（出資金をしている場合や有価証券・国債をお持ちの場合、投資信託をしている場合） 出資金の残高証明書や証券会社・銀行の口座残高の写しまたは残高報告書をコピーしましたか？	☐

【参考】

普通預金通帳や総合通帳でコピーが必要な部分の一例は下記のとおりです。

総合口座

おなまえ ●● ●●

店番号 普通預金口座番号 定期預金口座番号
○○○ ○○○○○○ ○○○○○○

株式会社●●●●●銀行（銀行コード ）
●●支店
電話番号 079-○○○-○○○

印

普通預金（兼お借入明細）				
年月日	お取引内容	お支払金額	お預かり金額	差引残高
20xx. 4.20	A T M	10,000		190,000
20xx. 5. 7	電気代	5,000		185,000
20xx. 5.10	水道	3,000		182,000
20xx. 5.10	配当金		2,000	184,000
20xx. 6. 2	定期積金005	30,000		154,000
20xx. 6. 2	電話代	9,000		145,000
20xx. 6.1				
20xx. 6.1				
20xx. 6.2				

①表紙をめくってすぐのページ

銀行名、支店名、口座名義人、口座番号がわかる部分

②直近2か月間の取引履歴がわかるページ

申請直前に記帳し、直近2か月間の取引がわかるようにコピーしてください。

（年金の受取状況を確認するために必要です。）